



森林の文化創造推進係からのお知らせ



梶原町危険木等除去費補助事業

【令和8年度要望調査のお知らせ】



住宅周辺のがけくずれ被害等の予防並びに地域の生活環境の保全または景観の保全を講じ、町民の生命・財産を保護・保全するため、危険木または支障木の伐採・除去を行う者に対し、実施に要する経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付します。

☑ 補助対象

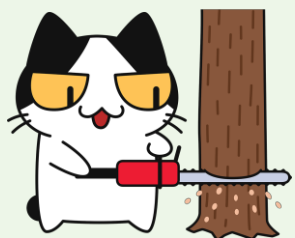
≪住宅周辺のがけくずれ被害等の予防≫ ※要した費用の75%、30万円以内

❖立木の所有者である住宅入居者または立木の所有者の承諾を得た住宅入居者が行うもの。

≪地域の生活環境の保全・景観の保全≫ ※要した費用の75%、75万円以内

❖地域の公共施設等を対象に区長または部落代表が行うもの。

実施について検討されている方は令和7年11月28日(金)までにお知らせください。
要望箇所につきましては職員が現地確認のうえ補助対象可否について判断いたします。
補助要件等、詳細につきましては下記までお問い合わせください。



📞 お問い合わせ先
梶原町役場 森林づくり脱炭素推進課
森林の文化創造推進係
電話:0889-65-0811